

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項)

2020年8月6日

ライクキッズ株式会社

2020年8月6日

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
渋谷マークシティ ウェスト
ライクキッズ株式会社
代表取締役社長 田中 浩一

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する当社の特別支配株主であるライク株式会社（以下「ライク」といいます。）から、2020年8月5日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主（ただし、当社及びライクを除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部をライクに売り渡すことを請求（以下「本売渡請求」といいます。）することを決定した旨の通知を受け、同日、会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、本売渡請求を承認することを決議いたしました。

本売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名称：ライク株式会社

住所：大阪市北区角田町8番1号梅田阪急ビルオフィスタワー19階

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

- (1) 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

- (2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、第3号）

ライクは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき金1,005円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

- (3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2020年8月28日

- (5) 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

ライクは、本売渡対価の全てを、ライクの保有する現預金によりお支払いいたします。ライクは、本書の日付時点において、本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有しております。また、ライクにおいて、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識しておりません。

- (6) その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてライクが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

- (1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

本売渡請求は、ライクが2020年6月10日から実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して当社が2020年6月9日付で公表いたしました「支配株主であるライク株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社株式の全て（但し、ライクが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社をライクの完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下のとおり判断し、2020年6月9日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明す

るとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。なお、上記取締役会決議は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認」に記載の方法により決議されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2020年4月15日のライクからの提案を契機として、本取引に関して、ライク及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルート・コンサルティング（以下「プルート」といいます。）を、ライク及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選任しました。そして、当社は、2020年4月23日開催の当社取締役会決議により、当社において本取引の是非を検討するに際して、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、その是非や取引条件の妥当性、手続の公正性などについて検討及び判断を行う任意の合議体として、特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対し、必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を行う権限等を付与しました。また、本特別委員会は、プルートを当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関、西村あさひ法律事務所を当社のリーガル・アドバイザーとして選任することを承認するとともに、本特別委員会としても、必要に応じてプルート及び西村あさひ法律事務所から専門的助言を受けることができることを確認し、本公開買付けに係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。

上記のような体制の下で、本特別委員会は、本取引に係るライクの提案内容を踏まえ、当社の事業の状況、事業環境、経営課題、事業計画の内容、本取引の当社事業に対する影響等について当社から説明を受け、これらの点に関する検討・協議を行うとともに、ライクと直接面談を行うこと等を通じて、当社の事業の状況、事業環境、経営課題を含む本取引の背景・経緯、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果の有無を含む本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引における諸条件等について、複数回に亘る協議・交渉を重ねて参りました。本特別委員会は、当社が、2020年5月18日にライクから本公開買付価格を1株当たり860円とする提案を受領して以降、プルートによる当社の株式価値の算定結果やライクとの交渉方針等を含めた財務的な助言及び西村あさひ法律事務所からの法的助言等を踏まえ、ライクとの間で、本公開買付価格を含む本取引における諸条件について継続的に協議・交渉を行い、その結果、本特別委員会は、2020年6月4日に、ライクから、公開買付価格を1株当たり1,005円とする最終提案を受けるに至りました。

そして、本特別委員会は、2020年6月4日のライクの最終提案を受け、当社がプルートから提出を受けた当社の株式価値の算定結果に関する2020年6月8日付株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）及び本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の2020年6月8日付意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）等も考慮し、当社から諮問を受けた(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本取引の取引条件の公正性・妥当性、(iii) 本取引に係る手

続の公正性、(iv) 本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないか、及び(v) 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することの是非について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2020年6月8日付答申書(以下「本答申書」といいます。)を作成し、当社は、同日、本特別委員会から本答申書の提出を受けました。その上で、当社は、西村あさひ法律事務所から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の取引に関する意思決定にあたっての留意点等についての法的助言、当社株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの内容を踏まえつつ、上記本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社の喫緊の経営課題となっている、保育士の確保、当社グループが提供するサービスの品質の向上、さらに、これらに対応していくための新規投資に必要な資金の調達等を達成するためには、当社としても、主に総合人材サービス事業、子育て支援サービス事業、介護関連サービス事業、マルチメディアサービス事業を営んでおり、これらの事業で培ってきた人員採用及び人材育成のノウハウ、新規事業開発力やコンテンツ開発力、財務的な信用力といった経営資源を有するライクグループと一体化することで、これらの経営資源を一層活用し、各施策を実行することが必要であり、これによって、保育施設の新規開設に必要な保育士の確保及びより質の高い保育サービスを提供できる人材の育成、高品質で独自性のあるサービスコンテンツの構築及び提供並びに資金調達力や財務基盤の強化を図ることが期待でき、今後の当社グループの発展及び企業価値のさらなる向上が可能になるとの結論に至りました。なお、当社株式を非公開化した場合には、当社において株式市場を通じた資金調達を実施することができなくなりますが、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の事項を考慮すると、当社としても、当社において株式市場を通じた資金調達を実施することができなくなることによるデメリットは限定的と考えております。また、当社は、(i) 本公開買付価格が、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のブルータスによる当社株式の価値の算定結果のうち、市場株価法により算定された価格帯の上限値を上回っており、類似会社比較法により算定された価格帯の上限値に近い金額であり、さらにDCF法により算定された価格帯の中央値を相当程度上回っていること、また、ブルータスから、本公開買付価格である1株当たり1,005円が当社の一般株主の皆様にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンが発行されていること、(ii) 本公開買付価格が、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2020年6月8日の当社株式の終値768円に対して30.86%(小数点

以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間（2020年5月11日から同年6月8日まで）の終値の単純平均値701円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じです。）に対して43.37%、同日までの過去3ヶ月間（2020年3月9日から同年6月8日まで）の終値の単純平均値587円に対して71.21%、同日までの過去6ヶ月間（2019年12月9日から2020年6月8日まで）の終値の単純平均値700円に対して43.57%のプレミアムがそれぞれ加算されており、近時の親会社による連結子会社の完全子会社化を目的とした他の公開買付けの事例におけるプレミアム水準（参照する期間にもよりますが、平均で約30%～40%程度）との比較においても妥当な水準のプレミアムが付されていると考えられること、（iii）本公開買付け価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、（iv）本公開買付け価格が、上記利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社とライクとの間で独立当事者間取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的にはプルータスによる当社株式の株式価値に係る算定結果の内容や西村あさひ法律事務所による本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言等を踏まえながら、本特別委員会においてライクとの間で真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として、当初提示額よりも16.9%（小数点以下第二位を四捨五入）引き上げられた価格で提案された価格であること、（v）本公開買付け価格が、本特別委員会から取得した本答申書においても、公正かつ妥当であると認められると判断されていること等を踏まえ、2020年6月9日開催の取締役会において、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、相当なプレミアムを付した公正かつ妥当な価格での合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると判断しました。なお、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大の影響により、我が国の株式市場も2020年2月26日以降、下落傾向が顕著となっていました。本公開買付け価格は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大による市況に影響されにくいDCF法により算定される当社の株式価値の価格帯（627円～1,179円）の中央値（903円）を相当程度上回るものであり、加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場株価の下落傾向が顕著となる直前の2月25日を基準日とした終値（811円）及び過去の平均株価（1ヶ月間の終値単純平均値：857円、3ヶ月間の終値単純平均値：843円、6ヶ月間の終値単純平均値：873円）に対してもいずれも一定のプレミアムが付されていること等も総合的に考慮すれば、上記の本公開買付け価格が公正かつ妥当であるとの結論に影響を及ぼすものではないと判断しました。以上より、当社は、2020年6月9日開催の取締役会において、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役7名のうち、岡本泰彦氏はライクの代表取締役を、我堂佳世氏はライクの取締役を、蓬萊仁美氏はライクの取締役（監査等委員）を、一ノ瀬慎太郎氏はライクの執行役員を、それぞれ兼務していること、田中浩一氏は、現時点においてライクの役職員との兼務関係はないものの、直近までライクの総合企画部担当部長を兼務しており（2020年5月1日付で当社に転籍）、現在ライクの連結子会社であるライクケア株式会社の開発部長を兼務していること等から、本

取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、まず、(i) 当社の取締役7名のうち、岡本泰彦氏、我堂佳世氏、蓬萊仁美氏、一ノ瀬慎太郎氏及び田中浩一氏を除く取締役2名（すなわち、高谷康久氏及び鈴木康之氏）にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行った後、さらに、会社法第369条に定める取締役会の定足数を確保する観点から、

(ii) ライクの代表取締役を兼務する岡本泰彦氏、ライクの取締役を兼務する我堂佳世氏及びライクの執行役員を兼務する一ノ瀬慎太郎氏を除く取締役4名（すなわち、田中浩一氏、蓬萊仁美氏、高谷康久氏及び鈴木康之氏）にて改めて審議の上、その全員一致により上記の決議を行いました。

なお、当社の取締役のうち、岡本泰彦氏、我堂佳世氏及び一ノ瀬慎太郎氏は、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、2020年6月9日開催の当社取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において本取引に関する検討並びにライクとの協議及び交渉に参加しておりません。一方で、当社の取締役のうち、田中浩一氏は、取締役会の定足数を確保する観点から、2020年4月23日に開催された当社取締役会及び2020年6月9日開催の当社取締役会の二段階目の審議及び決議に、蓬萊仁美氏は、2020年6月9日開催の当社取締役会の二段階目の審議及び決議にそれぞれ参加したものの、当社の立場において本取引に関する検討並びにライクとの協議及び交渉に参加しておりません。

その後、当社は、2020年7月22日、ライクより、本公開買付けの結果について、当社株式4,545,662株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、ライクは、2020年7月29日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式4,545,662株を取得し、さらに、同日、当社が2015年11月2日に発行し、ライクが所有していた転換社債型新株予約権付社債（以下「本転換社債」といいます。）に付された新株予約権の全てを行使し、当社株式1,488,095株を取得したことにより、当社株式の議決権所有割合（注）が94.28%となり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

（注）「議決権所有割合」とは、当社が2020年6月9日に公表した「2020年4月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2020年4月30日現在の当社の発行済株式総数（10,482,000株）から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（264株）を控除した数（10,481,736株）に、本転換社債の行使によって新たに発行された当社株式数（1,488,095株）を加えた数（11,969,831株）に係る議決権の数（119,698個）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入しております。）。

このような経緯を経て、当社は、ライクより、2020年8月5日付で、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、2020年8月5日、会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、(a) 本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであるところ、上記のとおり、当社は、当社が本取引によりライクの完全子会社となることが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b) 本売渡対価は、本公開買付価格と同一であり、本公開買付価格の決定に際しては、本答申書を取得する等、本取引の公

正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c) ライクは、本売渡対価を、ライクが保有する現預金により支払うことを予定しているところ、ライクが2020年7月13日に公表した「2020年5月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された連結貸借対照表上の現預金残高等の状況、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も現在認識していないというライクの説明等から、ライクによる本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、

(d) 本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e) 本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f) 本特別委員会が、本売渡対価による本売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していることを踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、ライクからの通知のとおり、本売渡請求を承認することを決議いたしました。

(2) 本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本売渡請求は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及びライクは、ライクが当社を連結子会社としているため、本公開買付けを含む本取引が支配株主との重要な取引等に該当し、また、当社における本取引の検討において構造的な利益相反の問題が存在すること等に鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するとともに、本取引に関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、かつ利益相反を回避する観点から、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、ライクにおいて実施した措置等については、ライクから受けた説明に基づいております。

①ライクにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

ライクは、本公開買付価格を決定するにあたり、ライク及び当社から独立した第三者算定機関として、ライクのファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券株式会社に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。当該株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及びライクから独立した第三者算定機関であるブルータスに対して、当社の株式価値の算定及び本取引における取引条件についての当社一般株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、同社から、当社株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得しました。

なお、ブルータスは、当社及びライクの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係るブルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

当該株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」をご参照ください。

③当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及びライクから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、本公開買付け及びその後の一連の手続に対する当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

④当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社取締役会は、ライクが当社の支配株主（親会社）であることを踏まえ、当社において本取引の是非を検討するに際して、企業価値の向上及び一般株主の利益を図る立場から、その是非や取引条件の妥当性、手続の公正性などについて検討及び判断を行う任意の合議体として、2020年4月23日、当社社外取締役（監査等委員）である高谷康久氏及び鈴木康之氏（弁護士）、並びに外部の有識者である寺田芳彦氏（公認会計士・税理士、トラスティーズ・コンサルティング LLP）及び熊澤誠氏（弁護士、新幸総合法律事務所）の4名から構成される本特別委員会を設置し（なお、外部の有識者である寺田芳彦氏及び熊澤誠氏は、当社及びライクから独立しており、本取引の成否に関して、一般株主とは異なる重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、本特別委員会の委員として設置当初からこの4名を選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額又は時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。）、本特別委員会に対し、(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）、(ii) 本取引の取引条件の公正性・妥当性、

(iii) 本取引に係る手続の公正性、(iv) 本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないか、及び(v) 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することの是非（以下、これらを総称して「本諮問事

項」といいます。)を諮問し、本諮問事項に対する意見(答申)を当社に提出することを委託いたしました。当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないことを併せて決議しております。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(a)ファイナンシャル・アドバイザー、第三者評価機関やリーガル・アドバイザー(以下「アドバイザー等」といいます。)を選任し、又は、当社のアドバイザー等を指名若しくは承認(事後承認を含みます。)する権限(なお、本特別委員会は、当社のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができるかと判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとしています。)、(b)当社の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限及び(c)必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を行う権限(なお、本特別委員会が、本取引の取引条件等の交渉を直接行わない場合であっても、本特別委員会は、必要に応じて、例えば、交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うことなどにより、本取引の取引条件等の交渉過程に実質的に関与する状況を確保するよう努めるものとし、当社は当該状況が確保されるよう協力するものとしています。)を与えることを決定しております。

本特別委員会は、2020年4月28日より同年6月8日までの間に合計9回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、まず初回の本特別委員会において、プルータス及び西村あさひ法律事務所につき、当社及びライクの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないこと等から、それぞれを当社のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認するとともに、当社における本取引の検討体制についても、当社グループを除くライクグループ及び本取引からの独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認しております。

その後の具体的な審議内容として、本特別委員会は、本取引に係るライクの提案内容を踏まえ、当社から、当社の事業の状況、事業環境、経営課題、本取引の当社事業に対する影響等について当社から説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、当社が作成した本事業計画について、当社からその内容及び作成経緯について説明を受け、質疑応答を行い、プルータスから受けた助言も踏まえ、その合理性を確認しております。また、本特別委員会は、ライクと直接面談を行い、当社の事業の状況、事業環境、経営課題を含む本取引の背景・経緯、本取引によって創出が見込まれるシナジー効果の有無を含む本取引の意義・目的、本取引後の経営方針等についてインタビュー形式により質疑応答を実施しております。

さらに、本特別委員会は、プルータスから、本事業計画を基礎として行った株式価値算定の内容、方法等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、西村あさひ法律事務所から、本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言を受けて審議・検討を行っております。

その上で、本特別委員会は、当社が、2020年5月18日にライクから本公開買付価格を1株当たり860円とする提案を受領して以降、当社がライクから価格提案を受領する都度、特別委員会を開催し、

ライクとの交渉方針について、プルートスから受けた当社の株式価値の算定結果やライクとの交渉方針等を含めた財務的な助言及び西村あさひ法律事務所からの法的助言も踏まえて審議・検討し、交渉方針を決定した上で、ライクと直接書面のやり取りを行うこと等により、ライクとの間で本公開買付価格に関する協議・交渉を行い、その結果、ライクから、同年6月4日に公開買付価格を1株当たり1,005円とする最終的な提案を受けるに至りました。

そして、本特別委員会は、2020年6月4日のライクの最終提案を受け、当社がプルートスから2020年6月8日に提出を受けた当社株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオン等も考慮し、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2020年6月8日に、当社取締役会に対し、大要以下を内容とする本答申書を提出しております。

(i) 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）

(a) 現状、待機児童問題が引き続き深刻化しているという社会状況下において、都市部における保育施設の新規開設が必要となる一方、保育士の確保がより一層困難となっていること、(b) また、中長期的には待機児童問題が解消され、保育業界における競争が激化する局面が想定され、利用者から選ばれる保育園になるためには、当社グループの提供するサービスの品質の向上をより一層図っていくことが必要不可欠であること、(c) さらに、上記(a)及び(b)に対応してくためには、採用コストの負担・用地の確保・新規サービスの開発などといった投資が不可欠であるところ、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、今後、金融機関からの新規投資のための資金調達については、その実現可能性に不確実性が見込まれることや、企業のテレワーク化及び大学の閉鎖によって、運営を受託している事業所内保育施設の稼働停止や稼働率低下が生じ、当社グループの受託保育事業の営業キャッシュ・フローの悪化が見込まれることを踏まえ、当社グループにおいてこれらの投資のための資金調達をどのように実施するかが喫緊の経営課題であると認識していることについて、当社グループが置かれている事業環境及び当社及びライクに対するインタビューによる回答等に照らせば、合理的な根拠が認められると史料する。

そして、本取引により、主に総合人材サービス事業、子育て支援サービス事業、介護関連サービス事業、マルチメディアサービス事業を営んでおり、これらの事業で培ってきた人員採用及び人材育成のノウハウ、新規事業開発力やコンテンツ開発力、財務的な信用力といった経営資源を有するライクグループと一体化することで、これらの経営資源を一層活用し、各施策を実行することにより生じるシナジー等を期待し、当社が抱える上記経営課題の克服に貢献し、かつ、企業価値のさらなる向上が可能になるとの当社の判断及びその意思決定過程は、合理的であると思料する。

なお、本取引のデメリットとしては、当社において株式市場を通じた資金調達を実施することができなくなるとことが考えられる。この点、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において指摘されている①公募増資等による資金調達がその確実性、機動性及び柔軟性の観点から当社グループの資金需要に照らし実用性が低いこと、②第三者割当増資による資金調達についてライクが親会社としての当社グループとの協働を継続する限り現実的でないこととの理由は、当社の事業の特性を踏まえた資金使途や現状の株主構

成からして、合理的に理解可能であり、加えて、本取引によりライクグループからの財務的な支援や信用力の補完を受けることで、株式市場以外からの資金調達の実現可能性を高めていく方針であることからすれば、当該デメリットはより限定的であると捉えることができる。この点以外に、本取引により生じる具体的なデメリットは顕出されていない。

したがって、本取引は、当社の中長期的観点からの企業価値の向上に資するものであり、その目的は、正当性・合理性を有すると判断する。

(ii) 本取引の取引条件の公正性・妥当性

(a) 本公開買付価格である 1,005 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である 2020 年 6 月 8 日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値 768 円に対して 30.86%のプレミアムを加えた価格、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 701 円に対して 43.37%のプレミアムを加えた価格、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 587 円に対して 71.21%のプレミアムを加えた価格、直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 700 円に対して 43.57%のプレミアムを加えた価格であり、本公開買付価格は、かかる類似事案と比較して、妥当な水準のプレミアムが付されていること、市場株価法により算定された価格帯の上限値を上回っていること、類似会社比較法により算定された価格帯の上限値に近い金額であること、さらに DCF 法により算定された価格帯の中央値を相当程度上回っていること並びに、本特別委員会は、第三者算定機関であるブルータスによる算定結果をもとに、本公開買付価格を公正かつ妥当な水準にまで高めるために、本特別委員会が実質的に関与するかたちで、ライクによる影響力を排除した独立当事者間の交渉と評価できる交渉をウェブ会議方式による対面交渉も含めて複数回にわたり実施し、当初提示額よりも 16.9%引き上げられた価格で決定されたこと、ブルータスから、本公開買付価格である 1 株当たり 1,005 円は当社の少数株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得していることも総合的に考慮すると本公開買付価格は、公正かつ妥当であると判断する。

ところで、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大の影響により、我が国の株式市場も 2020 年 2 月 26 日以降、下落傾向が顕著となっていた。具体的には、当社の同月 25 日の株価終値は 811 円であったところ、約 3 週間後の 3 月 18 日の株価終値は 385 円まで大幅に下落した。その後、当社の市場株価は、同日を起点として反転しており、2020 年 6 月 8 日時点で 768 円まで急速に回復しているものの、2020 年 6 月 8 日の直近 1 ヶ月間の終値単純平均値は 701 円となっており、2020 年 2 月 25 日を基準日とした 1 ヶ月間の終値単純平均値 857 円と比較すると未だ 18%程度低い水準となっていることから、この点について補足的に検討を加える。本特別委員会としては、とりわけ、このような特定の要因により市場全体が顕著な下落局面にあった期間が市場株価法の算定期間に含まれる事案における公開買付価格の公正性・妥当性の判断においては、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大による市況に影響されにくい DCF 法により算定される当社の本質的価値が特に重要な判断指標となると考えているところ、上記のとおり、本公開買付価格である 1,005 円は、DCF 法による価格帯（627 円～1,179 円）の中央値（903 円）を相当程度上回るものである。なお、DCF 法による算定の前提となる当社事業計画においても、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（3）算定に関する事項」の「②当

社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大による中長期的な影響は、これを見積もることが困難であるため、加味されていないとのことであり、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりDCF法による価格帯が不当に低く設定されたということはない。加えて、本公開買付価格である1,005円は、新型コロナウイルス感染症の拡大による市場株価の下落傾向が顕著となる直前の2月25日を基準日とした終値（811円）及び過去の平均株価（1ヶ月間の終値単純平均値：857円、3ヶ月間の終値単純平均値：843円、6ヶ月間の終値単純平均値：873円）に対してもいずれも一定のプレミアムが付されていること等も総合的に考慮すれば、上記の本公開買付価格が公正かつ妥当であるとの結論に影響を及ぼすものではないと史料する。

- (b) 本公開買付けの成立後に、当社の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本完全子会社化手続」という。）により少数株主に交付される金銭は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」のとおり、本公開買付価格と同額となることが予定されている。
- (c) 本公開買付けにおいては、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限の設定を行っていないが、ライクは、当社株式5,251,600株（所有割合（注1）：50.10%）及び本転換社債（本転換社債に付された新株予約権の目的となる当社株式数は1,488,095株）を所有（合計6,739,695株、希薄化後所有割合（注2）：56.31%）しているため、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する下限を設定するとかえって下限が高くなりすぎ、同条件設定は、公開買付けの成否を不安定にし、応募する少数株主の利益に資さない可能性がある。また、上記（a）のとおり、本公開買付価格は公正かつ妥当であると判断されること、及び、本件では下記「(iii) 本取引に係る手続の公正性」のとおり、同種案件に比しても公正性担保措置としては充実した措置が採られ、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると評価できることを踏まえれば、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件の設定を行っていないことも、少数株主に特段の不利益はないものと考えられる。
- (d) その他、本取引の条件について、特に問題視すべき内容等は見受けられなかった。

上記（a）から（d）によれば、本取引においては、取引条件の公正性・妥当性が確保されていると判断する。

- （注1）「所有割合」とは、当社決算短信に記載された2020年4月30日現在の当社の発行済み株式総数（10,482,000株）から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（264株）を控除した数（10,481,736株）に占める割合をいう（小数点以下第三位を四捨五入）。
- （注2）「希薄化後所有割合」とは、当社決算短信に記載された2020年4月30日現在の当社の発行済み株式総数（10,482,000株）から、当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数（264株）を控除した数（10,481,736株）に、2020年6月9日現在においてライクが所有する本転換社債に付された新株予約権の目的となる当社株式数（1,488,095株）を加えた数（11,969,831株）に占める割合をいう（小数点以下第三位を四捨五入）。

(iii) 本取引に係る手続の公正性

- (a) 当社は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及びライクから独立した第三者算定機関であるプルータスに対して、当社の株式価値の算定及び本取引における取引条件についての当社の一般株主にとっての財務的な観点からの公正性についての意見表明を依頼し、同社から、当社株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得するとともに、当社及びライクから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、西村あさひ法律事務所から法的助言を受けつつ、本取引の検討を行った。
- (b) 当社取締役会は、ライクから 2020 年 4 月 15 日付で本取引に関する意向表明書の提出があった後、当社において本取引の是非を検討するに際して、2020 年 4 月 23 日、当社社外取締役 2 名及び外部有識者 2 名からなる本特別委員会を設置した（なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額又は時間単位の報酬のみとしている。）。当社取締役会は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本特別委員会が本取引の取引条件が妥当でないと判断した場合には、本取引に賛同しないことを併せて決議している。また、当社取締役会は、本特別委員会に対し、アドバイザー等を選任し、又は、当社のアドバイザー等を指名若しくは承認する権限（なお、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができる判断した場合には、当社のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとしている。）、本特別委員会が必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求める権限、必要に応じて、本取引の取引条件等の交渉を行う権限を与えることを決定している。本特別委員会は、当該権限により、プルータス及び西村あさひ法律事務所につき、当社及びライクの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有していないこと等から、それぞれを当社のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認するとともに、当社における本取引の検討体制についても、当社グループを除くライクグループ及び本取引からの独立性の観点から問題がないことを確認の上、承認した。また、本特別委員会は、交渉を行う権限に基づき、ライクとの間での取引条件に関する交渉に実質的に関与している。
- (c) 当社は、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、本公開買付けの賛否等を決定する取締役会において、当社の取締役 7 名のうち、当社の取締役のうちライクグループの役職員を兼務する取締役 5 名を除く取締役 2 名（すなわち、高谷康久氏及び鈴木康之氏）により審議の上決議し、その上で、定足数を確保する観点から、ライクの連結子会社の職員を兼務する田中浩一氏及びライクの取締役（監査等委員）を兼務する蓬萊仁美氏を入れた 4 名で審議の上決議する予定である。当社の取締役のうち岡本泰彦氏、我堂佳世氏及び一ノ瀬慎太郎氏は、当社の立場において本取引に関する検討並びにライクとの協議及び交渉に参加しておらず、また、田中浩一氏及び蓬萊仁美氏は、取締役会の定足数を確保する観点から、二段階目の取締役会の審議及び決議に参加した他は、当社の立場において本取引に関する検討並びにライクとの協議及び交渉に参加していない。
- (d) ライクは、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）を 30 営業日として比較的長期間に設定するなど、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機

会を確保しつつ、ライク以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保するための措置を採っており、本公開買付けの公正性の担保に配慮している。

(e) 本公開買付けが成立した場合、速やかに本完全子会社化手続が行われることが予定されているところ、本完全子会社化手続のスキームにおいては、本完全子会社化手続に反対する株主に対する株式買取請求権又は価格決定請求権が認められていること、本完全子会社化手続を実施する場合の価格は、本公開買付け価格と同一の価格となるよう設定されており、その旨が公開買付け届出書及びプレスリリースにおいて開示されることからすると、一般株主に対し強圧性が生じることのないよう配慮がなされていると認められる。

(f) 上記 (a) から (e) によれば、本取引においては、公正な手続を通じて当社株主の利益への十分な配慮がなされており、本取引に係る手続の公正性が確保されていると思料する。

(iv) 本取引を行うことは当社の少数株主にとって不利益ではないか

本取引により（本公開買付けの成立後に残る）当社の少数株主は当社株主としての地位を強制的に失うことにはなるが、上記 (ii) 及び (iii) のとおり、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性が確保されていることからすると、本取引の実行は、株主に対して合理的な投下資本回収の機会を保障するものとして、当社の少数株主にとって不利益とはいえないと思料する。なお、当社株式は東京証券取引所市場第一部から市場第二部へ指定替えされる見込みであるところ、当社は、2020年4月15日にライクから本取引に係る提案を受けて以降、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引における諸条件等について真摯に検討を行い、ライクとも協議・交渉を重ねており、上記 (i) から (iii) までのとおり、本取引の目的は正当性・合理性を有し、本取引の取引条件の公正性・妥当性及び本取引に係る手続の公正性が確保されていると考えられる。他方で、当社株式の市場第二部への指定替えを回避するために考えられる対応としては当社による公募、ライクによる売出し又は立会外分売等が考えられるが、ライクより本取引の提案を受けている中においては、いずれも実現可能性に乏しいと考えられることに加え、上記のような本取引の有益性及び合理性は当該指定替えにより左右されるものではなく、当社の少数株主に対して合理的な当社株式の売却の機会を提供するものであると考えられることから、当社が、ライクから上記の提案を受けて以降、当該指定替えの回避のためのその他の対応につき、ライクと協議等を行っていないことは、当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

(v) 本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することの是非

上記 (i) から (iv) までの事項等を踏まえると、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決定することは、少数株主にとって不利益なものではなく、合理的であると判断する。

⑤当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む。）の承認

当社は、西村あさひ法律事務所から得た本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言、当社株式価値算定書の内容、本フェアネス・オピニオンの内容、本特別委員会から入手した本答申書等を踏まえ、ライクによる本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第 179 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項」に記載のとおり、2020 年 6 月 9 日開催の当社取締役会において、審議及び決議に参加した当社の取締役の全員一致で、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役 7 名のうち、岡本泰彦氏はライクの代表取締役を、我堂佳世氏はライクの実業取締役を、蓬萊仁美氏はライクの実業取締役（監査等委員）を、一ノ瀬慎太郎氏はライクの執行役員を、それぞれ兼務していること、田中浩一氏は、現時点においてライクの役職員との兼務関係はないものの、直近までライクの総合企画部担当部長を兼務しており（2020 年 5 月 1 日付で当社に転籍）、現在ライクの連結子会社であるライクケア株式会社の開発部長を兼務していること等から、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、まず、(i) 当社の取締役 7 名のうち、岡本泰彦氏、我堂佳世氏、蓬萊仁美氏、一ノ瀬慎太郎氏及び田中浩一氏を除く取締役 2 名（すなわち、高谷康久氏及び鈴木康之氏）にて審議の上、その全員一致により上記の決議を行った後、さらに、会社法第 369 条に定める取締役会の定足数を確保する観点から、(ii) ライクの代表取締役を兼務する岡本泰彦氏、ライクの実業取締役を兼務する我堂佳世氏及びライクの執行役員を兼務する一ノ瀬慎太郎氏を除く取締役 4 名（すなわち、田中浩一氏、蓬萊仁美氏、高谷康久氏及び鈴木康之氏）にて改めて審議の上、その全員一致により上記の決議を行いました。

なお、当社の取締役のうち、岡本泰彦氏、我堂佳世氏及び一ノ瀬慎太郎氏は、本取引における構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれを可能な限り排除する観点から、2020 年 6 月 9 日開催の当社取締役会を含む本取引に係る当社取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において本取引に関する検討並びにライクとの協議及び交渉に参加していません。一方で、当社の取締役のうち、田中浩一氏は、取締役会の定足数を確保する観点から、2020 年 4 月 23 日に開催された当社取締役会及び 2020 年 6 月 9 日開催の当社取締役会の二段階目の審議及び決議に、蓬萊仁美氏は、2020 年 6 月 9 日開催の当社取締役会の二段階目の審議及び決議にそれぞれ参加したものの、当社の立場において本取引に関する検討並びにライクとの協議及び交渉に参加していません。

⑥他の買付者からの買付機会を確保するための措置

ライクは、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、30 営業日としております。ライクは、公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、ライク以外にも当社株式の買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

また、ライクと当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。

このように、上記公開買付期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号）

ライクは、本売渡対価の全てを、ライクの保有する現預金により支払うことを予定しているところ、ライクが2020年7月13日に公表した「2020年5月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された連結貸借対照表上の現預金残高等の状況、本売渡対価の支払に影響を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないというライクの説明等から、当社は、ライクによる本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 本売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付され、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本売渡対価の交付についてライクが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価を支払うものとされているところ、上記の本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号）

該当事項はありません。

以上